

岩手県告示第325号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和7年岩手県告示第310号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 二戸市、九戸郡軽米町及び二戸郡一戸町の一部
- 2 実施した期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 数値地図25000（土地条件）の作成